

# たけのこ、原木しいたけ等の生産者の皆様へ

平成28年1月14日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

### ○たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけ

出荷制限等により出荷・販売できない市町がありますので御注意ください。

### ○たけのこ解除済市町

条件付き解除であり、市町が出荷期ごとに発行する証明書がないと出荷・販売できないので御注意ください。

### ○原木しいたけ一部解除済市

解除対象生産者には証明書が交付されます。未解除生産者は引き続き出荷・販売できないので御注意ください。

## 2 概要

○新たな解除などにより、随時、変更しています。

○出荷可能条件等、詳細は市町村林業関係課、林業事務所にお問い合わせください。

平成28年1月14日現在

| 区分                  | 出荷可能条件                               | 品目                           | 対象市町村                                       |
|---------------------|--------------------------------------|------------------------------|---|
| 出荷制限・出荷自粛継続中市町村     | 出荷・販売できません。                          | 原木しいたけ（露地）                   | 我孫子市、流山市、印西市、白井市、千葉市、八千代市、成田市               |
|                     |                                      | たけのこ                         | 我孫子市  |
|                     |                                      | 乾しいたけ                        | 成田市   |
| 出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村 | 市町村が発行する <u>証明書</u> により出荷・販売可能となります。 | 原木しいたけ（露地）                   | 佐倉市（一部解除）、山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）     |
|                     |                                      | 原木しいたけ（施設）                   | 山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除）               |
|                     |                                      | たけのこ                         | 木更津市、市原市、船橋市、八千代市、芝山町、香取市、柏市、白井市、流山市、印西市、栄町 |
| その他の市町村             | 県の出荷前検査後に出荷・販売可能となります。               | 原木しいたけ（露地）<br>たけのこ、原木なめこ（露地） | 県ホームページで公開しています（※）。                         |
|                     | 県の出荷前検査なしに出荷・販売可能です。                 | 原木しいたけ（施設）                   |   |

※しいたけ・野生きのこの等の県産特産林産物の放射性物質検査結果

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

（裏面あり）

### 3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

#### ○たけのこ

食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名の表示をお願いします。

※出荷制限等解除済市町（表面 2 参照）産については、出荷・販売にあたり、証明書の掲示や提示をお願いします。

#### ○原木しいたけ

食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いします。

※解除対象生産者については、出荷・販売にあたり、氏名及び住所の表示をお願いします。

#### ○乾しいたけ

食品表示法に基づく表示（製造者（乾燥加工を行った者）等）に加え、生しいたけの産地の市町村名と、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いします（※出荷制限中の生しいたけは使用できません）。

※出荷制限が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名と解除年月日、採取年月の表示もお願いします。

#### たけのこ表示例

|     |           |
|-----|-----------|
| 名 称 | ： たけのこ    |
| 原産地 | ： 千葉県 ○○市 |

#### 生しいたけ表示例

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 名 称  | ： しいたけ                     |
| 原産地  | ： 千葉県○○市                   |
| 栽培方法 | ： 原木                       |
| 生産形態 | ： <u>露地栽培（又は施設栽培）</u>      |
| 生産者  | ： <u>○○市○○ △△△△-△ ○山○郎</u> |

#### 乾しいたけ表示例

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 名 称    | ： 乾しいたけ                            |
| 原材料名   | ： しいたけ（原木）                         |
| 原料原産地名 | ： 千葉県○○市                           |
|        | ： <u>露地栽培（又は施設栽培）</u>              |
|        | ： <u>生産者は製造者と同じ（異なる場合は住所氏名を記す）</u> |
|        | ： <u>解除年月日 ○年○月○日</u>              |
|        | ： <u>採取年月 ○年○月（○日）</u>             |
| 内 容 量  | ： ○○g                              |
| 賞味期限   | ： ○年○月○日                           |
| 保存方法   | ： 直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存            |
| 製 造 者  | ： 千葉県○○市○○ △△△△-△ ○山○郎             |

### 4 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

|                   |                                   |                 |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------|
| お問<br>合<br>せ<br>先 | 千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）         | 電話 0475(82)3121 |
|                   | 千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域） | 電話 043(483)1130 |
|                   | 千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）              | 電話 0439(55)4970 |
|                   | 千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）               | 電話 04(7092)1318 |
|                   | 千葉県農林水産部森林課林業振興室                  | 電話 043(223)2966 |